

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(福祉指導課) 1
○公有水面埋立ての免許	(漁港漁場課) 1
○国土調査の成果の認証	(用地対策課) 2
公 告	
○財団法人都道府県会館災害共済部の平成23年度の経営状況の公表	(管財課) 2
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課) 2
高知県教育委員会規則	
◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(9・5 揭示) 4
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数(〃)	4
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(〃) 4
○政治団体設立の届出	4
○政治団体異動の届出	4
○政治団体解散の届出	4
○資金管理団体異動の届出	5
高知県監査委員告示	
○包括外部監査人の監査の事務を補助する者	(9・11 揭示) 5
高知県収用委員会公告	
○公示による送達	(9・14 揭示) 5
----- 告 示 -----	
高知県告示第597号	
生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に	

関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成24年9月21日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成24年8月29日	株式会社孝志 高岡郡越知町越知甲902番地1	デイサービスおちあゆ 高岡郡越知町越知甲902番地1 通所介護 介護予防通所介護

高知県告示第598号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成24年9月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 免許を受けた者の住所及び氏名又は名称
土佐市高岡町2017-1
土佐市(土佐市長 板原 啓文)
- 埋立区域
 - 位置
土佐市宇佐町井尻宇津賀山349番1、349番3、349番5及び350番に接する無番地地先の公有水面
 - 区域
次の各点を順次に直線で結んだ線及び点27と点1とを結ぶ平成22年秋分の日の満潮位(DLプラス2.02メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
点1 四等三角点井尻(北緯33度26分19秒8353、東経133度26分29秒1231)から202度42分19秒563.19メートルの地点
点2 点1から294度10分21秒0.41メートルの地点
点3 点2から24度07分23秒7.80メートルの地点
点4 点3から51度56分29秒3.00メートルの地点
点5 点4から56度25分54秒3.00メートルの地点
点6 点5から60度55分18秒3.00メートルの地点
点7 点6から65度24分43秒3.00メートルの地点
点8 点7から69度54分08秒3.00メートルの地点
点9 点8から73度05分55秒1.27メートルの地点
点10 点9から78度11分15秒3.00メートルの地点
点11 点10から86度27分45秒3.00メートルの地点

- 点12 点11から94度44分15秒3.00メートルの地点
- 点13 点12から100度41分33秒1.32メートルの地点
- 点14 点13から102度35分14秒7.43メートルの地点
- 点15 点14から102度30分36秒3.10メートルの地点
- 点16 点15から100度28分45秒3.00メートルの地点
- 点17 点16から96度59分23秒3.00メートルの地点
- 点18 点17から93度27分58秒2.74メートルの地点
- 点19 点18から91度46分59秒18.49メートルの地点
- 点20 点19から95度28分32秒3.00メートルの地点
- 点21 点20から102度51分40秒3.00メートルの地点
- 点22 点21から110度22分15秒3.10メートルの地点
- 点23 点22から114度14分10秒11.89メートルの地点
- 点24 点23から114度11分16秒2.36メートルの地点
- 点25 点24から111度11分02秒4.90メートルの地点
- 点26 点25から105度43分21秒3.76メートルの地点
- 点27 点26から103度34分10秒17.36メートルの地点

(3) 面積

289.81平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

土佐市宇佐町井尻宇津賀山349番1及び350番地内、同市宇佐町井尻宇津賀山349番1、349番3、349番5及び350番に接する無番地地内並びに同地先の公有水面並びに同市宇佐町井尻宇小宇津賀300番3地先の公有水面

(2) 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び点Pと点Aとを直線で結んだ線により囲まれた区域
点A 四等三角点井尻(北緯33度26分19秒8353、東経133度26分29秒1231)から202度14分46秒563.17メートルの地点
点B 点Aから236度24分45秒23.83メートルの地点
点C 点Bから294度10分21秒41.92メートルの地点
点D 点Cから24度10分21秒74.81メートルの地点
点E 点Dから96度00分58秒71.64メートルの地点
点F 点Eから103度34分10秒108.41メートルの地点
点G 点Fから193度34分10秒38.88メートルの地点
点H 点Gから246度58分59秒19.02メートルの地点
点I 点Hから193度34分10秒5.39メートルの地点
点J 点Iから283度34分10秒37.95メートルの地点
点K 点Jから294度11分16秒19.14メートルの地点
点L 点Kから282度59分07秒6.76メートルの地点
点M 点Lから271度46分59秒23.43メートルの地点
点N 点Mから282度30分36秒15.47メートルの地点
点O 点Nから268度16分48秒7.33メートルの地点
点P 点Oから242度00分33秒13.52メートルの地点

(3) 面積
11,377.63平方メートル

- 4 埋立地の用途
市道井尻ナベウド線用地
- 5 免許年月日
平成24年8月17日

高知県告示第599号

高知市鏡吉原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成24年9月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査を行った者の名称
高知市
- 2 調査を行った地域及び時期
高知市鏡吉原の一部
平成21年度及び平成22年度
- 3 成果の名称
高知市地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日
平成24年9月21日

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定により、財団法人道府県会館災害共済部の平成23年度の経営状況を次のとおり公表する。

平成24年9月21日

高知県知事 尾崎 正直

第1 建物共済事業経営状況

- 1 事業実績
 - 加入都道府県数 47都道府県
 - 共済責任額 3,327,933,424千円
 - 共済基金分担金 472,385,397円
 - 被災件数 654件
 - 災害共済金 191,101,850円
 - 災害見舞金 78,754,088円
 - 損害率 57.13%

- 2 収支計算（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）
（単位：円）

収入		支出	
科目	決算額	科目	決算額

特定資産運用収入	250,159,418	事業費支出 他会計への繰出金支出	369,423,408 68,322,000
事業収入	474,109,249	特定資産取得支出	100,898,287
雑収入	489,003	予備費支出	—
他会計からの繰入金収入	42,317,400		
特定資産取崩収入	819,112		
収入計	767,894,182	支出計	538,643,695
当期収支差額	229,250,487		
前期繰越収支差額	620,655,941		
次期繰越収支差額	849,906,428		

3 正味財産増減計算（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

（単位：円）

増加の部		減少の部	
科目	決算額	科目	決算額
特定資産運用益	250,159,418	事業費 他会計への繰出金	418,246,168 68,322,000
事業収益	474,109,249	固定資産除却損	28,194
雑収益	489,003	特定資産減損損失	56,211,000
他会計からの繰入額	42,317,400	他会計への繰出額	3,000,000,000
収益計	767,075,070	費用計	3,542,807,362
当期一般正味財産増減額	△2,775,732,292		
一般正味財産期首残高	4,489,218,609		
一般正味財産期末残高	1,713,486,317		
正味財産期末残高	1,713,486,317		

第2 水力発電用機械損害共済事業経営状況

- 1 事業実績
 - 加入団体数 25都道府県1市
 - 加入発電所数 324
 - 共済責任額 289,911,059千円

共済基金分担金 350,179,410円
 被災件数 6件
 災害共済金 48,162,217円
 損害率 13.75%

2 収支計算（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）
（単位：円）

収入		支出	
科目	決算額	科目	決算額
特定資産運用収入	90,576,961	事業費支出 他会計への繰出金支出	63,165,830 3,244,000
事業収入	350,811,934	特定資産取得支出	100,624,100
雑収入	9,040	支出計	167,033,930
収入計	441,397,935		
当期収支差額	274,364,005		
前期繰越収支差額	344,113,553		
次期繰越収支差額	618,477,558		

3 正味財産増減計算（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

（単位：円）

増加の部		減少の部	
科目	決算額	科目	決算額
特定資産運用益	90,576,961	事業費 他会計への繰出額	163,998,078 3,244,000
事業収益	350,811,934		
雑収益	9,040	費用計	167,242,078
収益計	441,397,935		
当期一般正味財産増減額	274,155,857		
一般正味財産期首残高	416,705,718		
一般正味財産期末残高	690,861,575		
正味財産期末残高	690,861,575		

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、春野町中央土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員

の届出があった。
平成24年9月21日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏名	住 所	高知県知事 尾崎 正直
理事	中山 恒水	高知市春野町西分 128	
〃	上田 龍生	〃 〃 448-1	
〃	廣瀬 利男	〃 〃 1724-1	
〃	長崎 幸郎	〃 〃 1777	
〃	岡部 良一	〃 〃 2608	
〃	岡部 有文	〃 〃 2643	
〃	上田 和男	〃 〃 3454	
〃	中山 彰	〃 〃 2895	
〃	中山 英之	〃 春野町芳原 568	
〃	高橋 孝正	〃 〃 505-イ	
〃	中山 學	〃 〃 624	
〃	上田隆一郎	〃 〃 1566	
〃	上田 三二	〃 〃 2535	
〃	吉本 孝寛	〃 〃 1488	
〃	野本 力男	〃 春野町秋山 1414	
監事	雨森 佳彦	〃 春野町西分 3493	
〃	上田 輝雄	〃 春野町芳原 2126	
〃	吉本 正豊	〃 〃 1352-13	
(就任)			
理事	中山 恒水	高知市春野町西分 128	
〃	上田 龍生	〃 〃 448-1	
〃	廣瀬 利男	〃 〃 1724-1	
〃	長崎 幸郎	〃 〃 1777	
〃	岡部 良一	〃 〃 2608	
〃	岡部 有文	〃 〃 2643	
〃	上田 和男	〃 〃 3454	
〃	中山 彰	〃 〃 2895	
〃	中山 英之	〃 春野町芳原 568	
〃	高橋 孝正	〃 〃 505-イ	
〃	中山 學	〃 〃 624	
〃	上田隆一郎	〃 〃 1566	
〃	上田 三二	〃 〃 2535	
〃	吉本 孝寛	〃 〃 1488	
〃	野本 力男	〃 春野町秋山 1414	
監事	雨森 佳彦	〃 春野町西分 3493	
〃	上田 輝雄	〃 春野町芳原 2126	
〃	吉本 正豊	〃 〃 1352-13	

教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年9月21日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第9号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の高岡郡の四万十町の項を次のように改める。

四万十町	米奥小学校	平成22年4月1日
	若井川小学校	平成18年3月20日
	家地川小学校	〃
	興津小学校	平成22年4月1日
	大奈路小学校	平成18年3月20日
	北ノ川小学校	〃
	十川小学校	〃
	昭和小学校	平成22年4月1日
	興津中学校	〃
	北ノ川中学校	平成18年3月20日
	十川中学校	〃
昭和中学校	平成22年4月1日	
四万十町立十和学校給食センター	〃	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,660人である。

平成24年9月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、172,163人である。

平成24年9月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成24年9月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知市選挙区	92,514人
室戸市、東洋町選挙区	5,572人
安芸市、芸西村選挙区	6,610人
南国市選挙区	13,242人
土佐市選挙区	8,077人
須崎市選挙区	6,725人
宿毛市、大月町、三原村選挙区	8,375人
土佐清水市選挙区	4,569人
四万十市選挙区	9,856人
香南市選挙区	9,278人
香美市選挙区	7,885人
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区	3,437人
長岡郡、土佐郡選挙区	3,964人
吾川郡選挙区	9,215人
高岡郡選挙区	18,075人
黒潮町選挙区	3,602人

高知県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成24年9月21日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
谷正美後援会	谷 正美	谷 広行	幡多郡大月町弘見714	平24・8・2
小松一志後援会	小松 一志	小松 徹平	高知市葛島一丁目10-57	平24・8・21

高知県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成24年9月21日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	自由民主党高知県第一選挙区支部	異動なし	西森 一郎	異動なし	平24・8・27
異動後			岡林 美佐子		

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	自由民主党中土佐町	異動なし	本井 康介	異動なし	平24・8・16

異動後	支部		三浦 薫也		
-----	----	--	-------	--	--

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	小松重富後援会	異動なし	異動なし	幡多郡大月町姫ノ井165	平24・8・6
異動後				幡多郡大月町姫ノ井下ツグロ1402	
異動前	真辺けいいち後援会	川久保英世	異動なし	香南市野市町みどり野四丁目136-3	平24・8・15
異動後		真辺 恭子		香南市野市町みどり野二丁目9番地	
異動前	野村重夫後援会	異動なし	野村 広子	異動なし	平24・8・27
異動後			野村 重夫		

高知県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成24年9月21日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

政党

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくな	届出年月日

			った理由	
自由民主党高知県ふるさと振興支部	高知市比島町四丁目1-40	高野 光二郎	解散	平24・8・31

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
克己塾	吾川郡いの町枝川2450-115	堀地 隆一	解散	平24・8・1

高知県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体の異動の届出があった。

平成24年9月21日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

資金管理団体

区分	候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	上田 貢太郎	異動なし	青空会	高知市西秦 泉 寺 384-7	平24・8・24
異動後				高知市愛宕山105	

監 査 委 員 告 示

高知県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により包括外部監査人の監査の事務を補助する者について協議が調ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成24年9月11日（揭示済）

高知県監査委員 森田 英二
同 梶原 大介
同 坂本 千代

同 朝日 満夫

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所
大塚 丈 高知市升形4番3号 県庁前クリニックビル3階
津田 久敬 //
- 2 監査の事務を補助できる期間
平成24年9月11日から平成25年3月31日まで

収 用 委 員 会 告 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているため、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成24年10月5日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成24年9月14日（揭示済）

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 書類の種類
平成24年9月5日付け権利取得及び明渡し of 裁決書
- 2 書類の交付を受ける者の住所及び氏名
南国市後免町四丁目212番の土地の所有者のうち次の者
住所及び氏名不明 亡前田早苗の相続人
住所及び氏名不明 亡山下佐喜馬の相続人
住所及び氏名不明 亡池添儀三郎の相続人
住所及び氏名不明 亡北村松治の相続人
存否不明 岩貞 寅藏
住所及び氏名不明 亡本木庄次の相続人
住所及び氏名不明 亡前田百馬の相続人
存否不明 森本 兎喜治
住所及び氏名不明 亡西川鉄彌の相続人
存否不明 山崎 楠太郎
住所及び氏名不明 亡鴨川岩松の相続人
存否不明 前田 馬次
住所不明 葛目 喜志子
住所不明 吉永 源太郎
存否不明 栗田 寅太郎
存否不明 竹内 鉄馬
住所及び氏名不明 亡福島駒太郎の相続人
存否不明 宮田 亀治
存否不明 友草 廣次